

# 農地改良のながれ

## 1. 農地改良申請一式 (別紙 様式)

- ・届出書 1部
- ・農地改良後の農地の作付け計画書 1部
- ・水利権者同意書 1部

平面図、縦断面図、横断面図、建築物図等を添付のうえ水利権者に農地改良工事の説明をおこなってください。

- ※ 水利権者同意書と添付図面等を一緒に綴じて、水利権者印で割印をお願いします。

↓

## 2. 申請受付 (締め切り 毎月 23 日まで 休日の場合は前日になります。)

申請関係書類委員会に提出

- ※ 11 月、12 月は締め切り日が早まる場合がありますので、必ず担当者に確認してください。

↓

## 3. 農業委員会総会 審議 (総会開催日までに現地調査を行います。)

総会日は毎月 10 日前後

↓

## 4. 農業委員会総会 審議終了

総会終了後 1 週間以内に受理書を申請者に交付します。

農地改良工事着工

↓

## 5. 農地改良工事完了

- ・農地改良完了届 1部 (別紙 様式)

委員会に提出

- ※ 完了届受理後 現地調査を行います。

↓

## 6. 作付け確認申請書

- ・農地改良に係る作付け確認書 1部 (別紙 様式)

委員会に提出

- ※ 作付け確認書受理後 現地調査を行います。

## 農地改良の要件

### 要件

- (1) 農地の耕作者自らが施工する農地改良行為であること。
- (2) 盛土を伴う場合、耕作に適した良質土のみを使用すること。
- (3) 施工期間が3ヶ月以内であること。
- (4) 施工面積が10アール（1,000 m<sup>2</sup>）以下であること。
- (5) 造成高が現況より1m以下であること。
- (6) 工事施工後、農地として耕作の用に供すること。（1年1作以上）

※ (3)、(4)、(5)の要件の基準を超える場合は、県知事許可（転用）となります。